

小売等役務商標の保護について

商標法一部改正のお知らせ 2007年1月18日
浅野国際特許事務所 国際知的財産戦略研究所

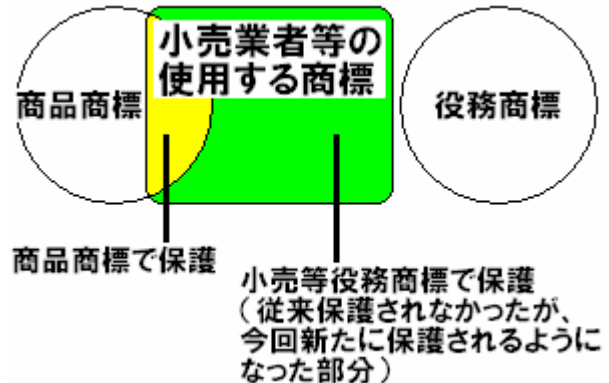
改正の概要

商標法上の保護対象として、いわゆる「小売等役務商標」が追加されました。

「小売等役務商標」とは、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について使用される商標をいいます。

従来、小売業者等の使用する商標について保護を受けたい場合、その業務内容によっては、第1類～第34類すべてについて商標権を取得する必要があり、また、すべてについて商標権を取得したとしても、必ずしも十分な保護が受けられませんでした。

今回の改正は、上記の問題点を解決したものです。



こんなにあります、小売等役務商標について権利取得した場合のメリット！

広く、強く、有効な権利を手に、新たなビジネスチャンスを獲得！

1、保護される範囲がぐっと広がります！

小売業者等の使用する商標について、従来、商品商標では保護しきれなかった部分も保護されることとなり、商品商標と小売等役務商標をあわせて登録することで、より広い権利を取得することができます(上記図表参照)。

2、より侵害に強い権利にすることができます！

商品商標と役務商標は権利範囲が異なるので、商品商標と小売等役務商標をあわせて登録することで、商品商標と役務商標の補完により、より侵害に強い権利とすることができます。

3、他社製品を自社ブランドで販売する場合に極めて有効です！

保護対象となる小売等役務商標の具体例としては、小売業者等(小売業者・卸売業者・製造小売業者)により、店舗の看板・店舗名、ディスプレイ、従業員の制服、ショッピングカート、包装紙・レジ袋等に使用される商標などが挙げられます。

御社が御社以外の商品を、御社のマークで販売する場合、極めて有効です。

4、出願・登録費用や維持年金を安くすることもできます！

小売等役務商標のみの保護で足りる場合、第1類～第34類すべてについて商標権を取得する必要がなくなり、手続や費用の負担が軽くなります。

早期の権利取得をオススメします。ぜひ、ご相談ください！

小売等役務商標の審査では、商品商標と小売等役務商標とのクロスサーチがなされます。

しかし、既に御社が商品商標を登録している場合でも、他者により御社の商品商標と同一・類似の小売等役務商標について権利取得される可能性は否定できません。

そこで、小売等役務商標について、御社の使用権確保のために、早期に小売等役務商標の出願をするのが望ましいと考えます。

大きな可能性を秘めた小売等役務商標でビジネスチャンスを取らねばという顧客の皆様のために、当所はすでに万全の出願態勢を整えております。商標に精通した当所が、より戦略的な小売等役務商標の取得をバックアップ致します。千載一遇のチャンスです。小売等役務商標の出願を、どうぞご検討ください。

なお、小売等役務商標制度は、平成19年4月1日の施行となります。経過措置として、『出願日の特例』『使用に基づく特例』『継続的使用権』があります(添付資料参照)。詳しくは、当所までお尋ねください。